

記載項目	評価基準	必須項目	配点
運営体制について	1 ・保健指導の経験豊富な保健師、管理栄養士等の専門職を十分に有しているか。特に保健師が多い業者が望ましい。 ・保健指導の業務統括者は常勤の医師、保健師、管理栄養士であるか。 ・貴社における勤務年数が長い専門職が一定割合所属しているか。 ・特定保健指導以外のヘルスケア事業の実績を有しているか。	○	25
人員について	2 ・面接、支援計画の立案・実績評価に関する業務を行うのは医師、保健師、管理栄養士、一定の保健指導経験のある看護師であるか。 ・一連の業務を同一のスタッフが担当していることが望ましい。各業務を分担している場合、それぞれの担当者が対象者の情報を適切に共有できるか。 ・保健指導の継続支援において、上記4つの職種以外が業務を行う場合、業務の担当者は、上記4つの職種と積極的に連携して指導にあたっているか。	○	10
設備・運営等について	3 プライバシーマークまたはISMSを取得しているか。 ただし、いいえの場合別紙の基準を満たしているか。	○	10
	4 ・1会場最低4人以上の専門職が従事可能か。ただし申込状況にて6人から8人体制がすみやかに取れることが望ましい。 ・夜間や休日も対応可能か。	○	20
	5 ・初回面談の際、対象者のプライバシーに配慮しているか。 ・事業者にてパーテーション等の備品が用意できるか。		5
	6 対象者の体調不良、災害時、その他緊急時の対応マニュアルがあり、少なくとも責任者の明記、連絡体制、救急車が来るまでの対応等が明記されているか。		5
	7 ・申込受付等のスタッフを確保しているか。 ・複数の申込方法が可能であるか。Webの受付体制があることが望ましい。 ・電話申込の場合、幅広い申込時間を設けていることが望ましい。 ・申込受付期限(締切)は、保健指導実施日を起点とし、1週間前までとするが期間が短い体制が望ましい。 ・予約日の2～3日前に再度、利用申込者へ予約確認のため電話かメール対応ができる体制が望ましい。	○	10
	8 業務統括者と保健指導の実践者間で、すみやかに報告、相談できる体制がとれているか。	○	10
	9 定期的な報告及び発注者の求めに応じた臨時の報告が可能であるか。	○	10
	10 ・保健指導対象者からの苦情対応窓口を明示し、苦情内容について記録・保存し、発注者及び業務統括者に報告しているか。 ・苦情対応マニュアルがあるか。また、マニュアルの中で、業務改善に向けた対応方法が明確になっているか。 ・賠償保険等に加入しているか。		10
	11 保健指導実践者に写真付身分証を携帯させ、対象者の求めに応じて提示するよう教育しているか。		5
	12 保健指導実践者の健康管理について少なくとも以下の内容を実施しているか。 ・定期健康診断の確実な実施と事後措置 ・体調不良を訴える実践者への対応の明確化(感染性疾患罹患時の対応を含む) また、保健指導を実施する施設や備品の清掃、消毒などを計画的に実施する等、従事者や対象者の感染症対策を実施しているか。		10
	13 組織として商品等の勧誘・販売等を行わないことを明確にし、保健指導実践者に教育指導しているか。また、違反した場合の罰則規定の提示をしているか。		5

記載項目	評価基準	必須項目	配点
保健指導について	14 ・初回面接後の継続支援は、利用者の利便性を図る目的で電話・手紙・メール・チャットのいずれか複数の対応が可能か。 ・支援形態は「標準的な健診・保健指導プログラム【令和6年度版】」を満たしているか。 ・積極的支援については、アウトカム評価とプロセス評価を組み合わせた複数のパターンが提示されているか。	○	35
	15 「標準的な健診・保健指導プログラム【令和6年度版】」に準拠した内容の保健指導プログラムやマニュアルが存在しているか。	○	20
	16 ・保健指導で使用する教材や媒体は、アウトカム評価を達成するために効果的であるか。また、複合的な介入方法があるか。 ・特に体重-2kg、腹囲-2cmの主要目標を達成するために効果があると考えられるものが望ましい。すでに他で実績をあげているものについては特に評価できる。	○	40
	17 保健指導の内容(教材や媒体を含む)について、専門家のアドバイスを受けているか。		10
	18 ・事例にあった適切な目標が設定されているか。 ・目標達成のために効果的な保健指導の内容となっているか。		35
人材育成について	19 ・すべての保健指導実践者に、保健指導マニュアルを配布し、研修や説明会の機会に内容を周知しているか。 ・研修プログラムは、医学的知識・保健指導マニュアルに関する事項・知識の習得および技術の向上のための実践的研修(ロールプレイ)・事例検討・保健指導記録に関する事項が全て含まれ、研修は年間複数回実施しているか。 ・実践者ごとの研修等の記録が管理されており、個々の研修計画が立案されているか。 ・新規採用者に対する研修プログラムが存在するか。	○	35
	20 ・保健指導の記録用紙が作成されており、次の記録項目が含まれている。また、記録方法は研修等により、定期的に確認されているか。 ・保健指導実践者へのOJTによる人材育成が充実しているか。		10
保健指導の客観的評価・質の向上について	21 保健指導利用者及び発注者から積極的に意見を取り入れているか。また、寄せられた意見や要望を適切に記録、保存、共有し、サービスの改善に結びつけられているか。		10
	22 実施率や満足度、目標達成率等が根拠に基づいて分析されているか、またそれらの結果を事業評価として発注者に報告することができるか。	○	15
	23 ・定期的な評価を実施し、その結果に基づき業務改善へ結びつける手順が明確になっているか。 ・保健指導に関する研究が行われ、それらの成果について学会や雑誌で発表された経験があるか。		15

【別紙】情報の取扱いについて

プライバシーマークまたはISMSを取得していない場合に記入してください。

	評価基準	配点
1	マニュアルがあり、その内容に適正な個人情報の取得に関する事、個人情報保護についての規定、従業員の扱う個人情報の範囲、物理的安全管理、技術的安全管理、個人情報の記録媒体の消去・破棄について、データ-漏えいなどの事故発生時の対応、違反への対処が明記されている。	10
2	はい	
3	はい	
4	はい	
5	はい	
6	はい	
7	はい	
8	はい	
9	はい	
10	はい	
11	はい	
12	はい	
13	はい	
14	はい	
15	はい	
16	はい	
17	はい	
18	はい	
19	はい	
20	はい	
21	はい	
22	はい	
23	はい	
24	はい	
25	はい	
26	はい	
27	はい	
28	はい	
29	はい	
30	はい	
31	はい	
32	はい	
33	はい	
34	はい	